

◎新潟県告示第1202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項（又は第115条の9第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）の指定の効力を次のとおり停止する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
介護老人保健施設 汐彩の郷	新潟県北蒲原郡 聖籠町大字次第 浜 5372 番地	社会福祉法 人 心友会	指定通所リハビリ テーション、指定 介護予防通所リ ハビリテーション	新規利用者へのサー ビス提供	平成 25 年 10 月 21 日から平成26 年 2 月 20 日まで